

総務・警察常任委員会及び  
予算特別委員会総務・警察分科会  
議事次第

令和6年6月21日（金）  
午後1時30分～  
於：第6委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 付託議案及び審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿  
 (令和6年6月府議会定例会)  
 (6月21日)

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
秘書課長	森 江 誠
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	鍛 智 行

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	木 村 真 子
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	山 田 智 樹
総務部副部長 (財政課長事務取扱)	松 浦 快 仁
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務調整課長	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
自治振興課長	山 崎 遼 太 郎

【公安委員会】	
公安委員長	増 田 壽 幸
警察本部長	白 井 利 明
総務部長	仲 川 徹
警務部長	有 馬 健 二
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜 由 美

( 計 21 名 )

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿  
(令和6年6月府議会定例会)  
(6月24日)

【付託議案（討論・採決）・審査依頼議案（適否確認）】

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	山 田 智 樹
総務部副部長 (財政課長事務取扱)	松 浦 快 仁
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務調整課長	山 本 茂 樹
自治振興課長	山 崎 遼 太 郎

( 計 6 名 )

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿  
 (令和6年6月府議会定例会)  
 (6月24日)

【所管事項(知事直轄組織・総務部)】

【知事直轄組織・知事室長】	
知事室長	畑 中 健 司
秘書課長	森 江 誠
広報課長	法 谷 道 哉
国際課長	山 本 隆 裕

【知事直轄組織・職員長】	
職員長	林 田 匡 民
職員長付理事 (職員総務課長事務取扱)	牧 隆 志
人事課長	鍛 智 行
総務事務センター長	田 中 久 仁 子

【知事直轄組織・会計管理者】	
会計管理者	木 村 真 子
会計課長	大 路 裕 子

【総務部】	
総務部長 (京都市域担当)	吉 井 俊 弥
総務部副部長	山 田 智 樹
総務部副部長 (財政課長事務取扱)	松 浦 快 仁
総務部理事 (税務課長事務取扱)	佐 藤 昌 昭
総務部企画参事	仲 村 貴 人
総務調整課長	山 本 茂 樹
政策法務課長	上 田 良 幸
自治振興課長	山 崎 遼 太 郎
入札課長	野 木 孝 洋
府有資産活用課長	大 饗 秀 和

総務・警察常任委員会 出席要求理事者名簿  
 (令和6年6月府議会定例会)  
 (6月25日)

【監査委員事務局】	
監査委員事務局長	足 立 操
監査第一課長	小 林 京 子
監査第二課長	丸 山 紀 夫

【人事委員会事務局】	
人事委員会事務局長	片 岡 美 佳
人事委員会事務局次長 (総務任用課長事務取扱)	石 塚 健 一
職員課長	南 有 紀 宏

【公安委員会】	
公安委員長	増 田 壽 幸
警察本部長	白 井 利 明
総務部長	仲 川 徹
警務部長	有 馬 健 二
生活安全部長	西 山 亮 二
地域部長	谷 正 徳
刑事部長	田 中 靖 之
交通部長	奥 野 雅 義
警備部長	入 澤 正 二
サイバー対策本部長	小 野 孝 一
京都市警察部長	西 岡 寛
警務部参事官 (警務課長事務取扱)	上 田 博 之
総務部次長 (総務課長事務取扱)	内 海 英 明
生活安全部次長 (生活安全企画課長事務取扱)	西 田 勝 志
地域部次長 (地域課長事務取扱)	入 澤 今 日 子
刑事部次長 (刑事企画課長事務取扱)	深 石 宗 良
交通部次長 (交通企画課長事務取扱)	中 西 恵 一
警備部次長 (警備第一課長事務取扱)	加 島 清 弘
サイバー対策本部副本部長 (サイバー企画課長事務取扱)	塩 野 亜 由 美
会計課長	北 川 靖

( 計 26 名 )

# 令和6年6月府議会定例会 総務・警察常任委員会 報告事項

(知事直轄組織 (知事室長))

- 地域における日本語教育推進プランの改定について

(知事直轄組織 (職員長))

- 包括外部監査結果に基づく措置状況について

(総務部)

- 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理について

(警察本部)

- サイバー犯罪・サイバー攻撃に対する官民連携による被害防止対策について

# 地域における日本語教育推進プランの改定について

令和 6 年 6 月  
知事直轄組織(知事室長)

## 1 趣 旨

- (1) これまで令和元年12月に策定した「地域における日本語教育推進プラン」に基づき、市町村や関係団体等と連携し、新規の日本語教室の開設支援や学習支援者の養成など、外国人住民への日本語教育の体制整備を進めてきたが、本年12月に計画期間の満了を迎える。
- (2) 令和5年12月末の府内の外国人住民数は、前年同期比7千人増の約7万5千人と過去最大となったが、国においては、特定技能1号及び2号の対象職種の拡大をはじめ、技能実習制度に替わる新たな就労制度である「育成就労」の導入など、積極的に外国人を受け入れる方針であり、今後も外国人労働者やその家族等のさらなる増加が見込まれる。
- (3) こうした大きな社会情勢の変化や外国人住民・地域の状況、課題、ニーズ等に対応するため、「地域における日本語教育推進プラン」を改定する。

## 2 計画期間

令和7年1月～概ね5年間

## 3 検討体制

外部有識者や日本語教室、市町村、その他関係機関等で構成する「地域における日本語教育推進プラン」改定検討会議（仮称）において協議・検討

## 4 主な検討内容

新規の日本語教室の開設支援や既存教室の運営支援、行政、日本語教室、企業等によるネットワーク構築といった従来の取組に加え、以下の取組を検討

- (1) 日本語教育の有資格者やオンラインを活用した日本語教育の推進
- (2) 市町村や日本語教室の広域連携
- (3) 企業が行う、外国人労働者への日本語教育や職場環境づくりへの支援
- (4) 市町村等が行う、外国人配偶者や児童生徒が学びやすい環境づくりへの支援 など

## 5 今後の進め方（予定）

令和6年6月 議会報告  
9月 中間案の策定・議会報告  
10月 パブリックコメント実施  
12月 最終案の策定・議会報告

# 包括外部監査結果に基づく措置状況について

令和6年6月21日

知事直轄組織（職員長）  
知事直轄組織（会計管理者）  
総務部  
総合政策環境部

包括外部監査結果に基づき、既に講じた措置の概要について、下記のとおり御報告いたします。（詳細については、別紙のとおり）

なお、本件につきましては、地方自治法の規定により、監査委員から公表されることとなります。

## 記

### ■ 包括外部監査結果に基づく措置状況（主なものを抜粋）

年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
R4	<p><b>【府税事務所等のあり方について】</b></p> <p>○委託事業者に対する監査等の強化 委託事業者に対する京都府の監査は、平成29年2月に一度実施されているが、その際の具体的手続は京都府職員によるヒアリングのみであった。しかし、ヒアリングのみでは通常、必要十分な監査とはならず、例えば関連する資料の閲覧や現地調査等の監査手続を組み合わせて実施する必要がある。また、特権IDの利用履歴に関しては、平成26年度から契約書の仕様書別紙で提出を義務付けたにも関わらず、委託事業者から提出された利用履歴は確認できなかった。 委託事業者に対する監査に係る監査報告書や契約書の仕様書別紙などの文書のみを整えるのではなく、監査方法や特権IDの管理方法についても十分検証するべきである。</p> <p>○統合案の迅速な実行に向けた検討の開始 府税事務所の統合は、3府税事務所と自動車税管理事務所の体制を大きく変え得るものであり、京都地方税機構とも調整協力することで、大きなコスト削減効果をもたらすことが可能と見込まれるため、統合案の検討を急がれたい。 統合案のコスト削減効果を高めるためには、業務のICT化推進、資料の外部保管、サテライト施設の運用開始、機構の集約化など様々な方策が考えられる。地方税システムの標準化など環境激変の時期こそ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。</p>	<p>（税務課） 令和5年度に策定した「監査実施計画書」に基づき、委託事業者に対して監査を行った。監査に当たっては、関連資料の提出を求めた上で、現地調査及びヒアリングを行ったところであり、今後も委託事業者に対する監査を定期的実施することとした。 また、特権IDについては、委託事業者からアクセスログ及び処理スケジュールを毎月提出させることにより、不正利用を監視する体制を整えた。</p> <p>（税務課） 令和6年2月府議会定例会において、「京都府府税条例等一部改正の件」が可決・成立し、府税事務の執行体制の効率化及び強化を図ることを目的として、令和7年1月に京都市域の3府税事務所と自動車税管理事務所を統合し、「京都府府税事務所」として再編することとした。</p>



年度	監査テーマ及び指摘事項	措置の内容
H24	<p><b>【情報システムに係る財務事務の執行について】</b></p> <p>○パスワードポリシーを遵守するためのシステム上制限の設定  パスワードポリシーを定めた以上は、このパスワードポリシーに沿わないパスワードについては、システム上認めないように設定すべきである。それができなければ、実質的にはパスワードポリシーは機能しなくなるからである。  システム改修が必要になるため、費用対効果を考慮しながら、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようなシステム変更を検討すべきである。  パスワードポリシーを全庁的なパスワードポリシーである「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理（シングルサインオン）とすることを検討すべきである。</p>	<p>（情報政策課、会計課）  人事給与システム及び統合財務システムについて、令和5年2月に改定された「京都府情報セキュリティ対策基準」に適合するパスワードが設定されるよう、令和5年度にシステム変更を行った。  なお、統合財務システムについては、公金の管理上、支払業務担当者がICカードを併用することにより、シングルサインオンよりも厳格な制限を設定している。</p>
H17	<p><b>【府税の賦課徴収に関する事務の執行について】</b></p> <p>○3府税事務所の統合  3府税事務所は2km四方の範囲に近接し、かつ民間の賃借物件に入居しているため、年間約170百万円の賃借料の負担がある。それを削減するため、1カ所に集約し、移転先についても府の遊休資産の最有効活用を検討すべきである。</p>	<p>（税務課）  令和6年2月府議会定例会において、「京都府府税条例等一部改正の件」が可決・成立し、府税事務の執行体制の効率化及び強化を図ることを目的として、令和7年1月に京都市域の3府税事務所と自動車税管理事務所を統合し、「京都府府税事務所」として再編することとした。</p>

## 令和4年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
府税事務所等のあり方について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり
- (1) 指摘事項

監査の結果	措置の内容	措置状況
<p>(1) 自動車税(種別割)の徴収率向上 京都府の自動車税(種別割)の徴収率は、近年上昇傾向にはあるものの、全国最下位の水準から脱却できていない。具体的な原因分析はなされておらず、例えば、車検証の有効期間を過ぎてなお滞納しているのか等の傾向と原因を京都地方税機構との協力によって調査し、徴収率改善に向けた原因別の対応が必要である。 (報告書 90 ページ)</p>	<p>(税務課) 自動車税(種別割)の徴収率が高い先進府県へ聞き取り調査を行い、徴収率の改善に向け、京都府で取り組むべき内容と京都地方税機構で取り組むべき内容を整理したところであり、引き続き、京都地方税機構とも連携を図りながら原因別の対応を検討することとしている。</p>	改善中
<p>(2) 法人課税事務処理要領の不備 本庁税務課自身が京都府税収確保プランにおいて、人材育成面で課題を抱えており、今後ベテラン職員の個々の専門知識やスキルの継承不足が加速度的に進むことで正確な税業務の遂行が困難となるおそれがある、とまで言及している一方で、職員が正確な税業務を遂行するための拠り所となるべき事務処理要領に不備があり、長期間にわたり改訂されていない。 課税事務については毎年実施される税制改正に的確かつ均一に対応する必要がある点を踏まえ、都度の研修だけではなく、事務処理要領の見直し作業は必須と言える。法人課税事務処理要領については定期的なスケジュールを立てて改訂し、適正な課税実務の執行及びベテラン職員の専門知識やスキルの継承にも役立つものとするべきである。 (報告書 152 ページ)</p>	<p>(税務課) 税制改正や日常業務の改善に伴う業務変更を漏れなく反映するため、京都地方税機構を中心に毎年事務処理要領の改訂を行うこととし、令和4年度、令和5年度においては既に改訂作業が完了しているところ。</p>	措置済み
<p>(3) 徴税人件費の見直し 京都府は他の都道府県と比較して徴税コストが高く、その中でも徴税に要する1人当たりの人件費が非常に高い。徴収関係職員1人当たり税収入額で見ると、京都府は政令指定都市を有する府県の中でも下位である。 京都府の徴税人件費の削減及び効率化は、道半ばであると言わざるを得ない。府税事務所統合の議論も踏まえ、あらゆる面から改善の余地・可能性について検討していくべきである。 (報告書 172～173 ページ)</p>	<p>(税務課) 令和7年1月の府税事務所統合により業務の効率化を図るとともに、業務のあり方を不断に見直すことにより、徴税人件費の削減及び効率化を検討することとしている。</p>	改善中
<p>(4) 窓口業務の委託可能性 税務の窓口業務はやや定型的内容が多く、専門的な知識を必要とする内容を除けば、委託に適している業務であると考えられ、現実に窓口業務の委託が導入されている都道府県もある。 費用対効果を勘案し、削減効果が見込めるのであれば、窓口業務に関しては積極的に委託することを検討すべきである。 (報告書 177 ページ)</p>	<p>(税務課) 令和7年1月の府税事務所統合により業務の効率化を図るとともに、業務のあり方を不断に見直すことにより、窓口業務の委託化を検討することとしている。</p>	改善中

<p>(5) 京都地方税機構負担金の負担割合</p> <p>京都地方税機構が徴収している金額の各構成団体の割合につき、京都府は約2割となっている一方、京都地方税機構に支出している構成団体別の負担金では、負担金額のうち約5割が京都府の負担となっている。</p> <p>徴収額の割合と比べて、京都府の負担金の割合が著しく高いのは、発足前に府内市町村で滞納税整理が進まなかった状況を、広域自治体である京都府が支援した意味合いが強い。しかし、現在は京都府の滞納税整理がある程度進捗し、構成団体の市町村からは国民健康保険料(税)の滞納分が更に移管されつつある状況である。発足当時では適切な分担割合であったとしても、発足から10余年が経過して、状況が変化した現在に即した負担関係を検討すべき時期ではないだろうか。</p> <p>京都地方税機構の規約に関わる内容であるため、構成団体である市町村との慎重な協議が必要であるが、例えば標準化システム導入費用のような京都府が一定の責務を負う部分と、応益原則に基づく費用負担部分を区分するなど、健全かつ適切な負担関係のあり方につき検討されたい。</p> <p>(報告書 183 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都地方税機構負担金の負担割合については、構成団体である市町村との慎重な協議が必要であるため、これまでの経過を踏まえ、検討することとしている。</p>	<p>改善中</p>
<p>(6) 委託事業者に対する監査等の強化</p> <p>委託事業者に対する京都府の監査は、平成29年2月に一度実施されているが、その際の具体的手続は京都府職員によるヒアリングのみであった。しかし、ヒアリングのみでは通常、必要な監査とはならず、例えば関連する資料の閲覧や現地調査等の監査手続を組み合わせる必要がある。また、特権IDの利用履歴に関しては、平成26年度から契約書の仕様書別紙で提出を義務付けたにもかかわらず、委託事業者から提出された利用履歴は確認できなかった。</p> <p>委託事業者に対する監査に係る監査報告書や契約書の仕様書別紙などの文書のみを整えるのではなく、監査方法や特権IDの管理方法についても十分検証するべきである。</p> <p>(報告書 193 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>令和5年度に策定した「監査実施計画書」に基づき、委託事業者に対して監査を行った。監査に当たっては、関連資料の提出を求めた上で、現地調査及びヒアリングを行ったところであり、今後も委託事業者に対する監査を定期的実施することとした。</p> <p>また、特権IDについては、委託事業者からアクセスログ及び処理スケジュールを毎月提出させることにより、不正利用を監視する体制を整えた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(7) 定期的な内容が含まれる事項への対応</p> <p>平成24年度包括外部監査の指摘事項であった、情報セキュリティ訓練の実施、定期的なリストアテストの実施、委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、定期的実施すべき項目であるにもかかわらず、措置済となって以降の再実施が確認できなかった。</p> <p>当該指摘事項については、措置を一度実施したのみで終了とするのではなく、定期的実施する項目は再実施する際に効率的に行えるよう、過去実施時の資料を少なくとも再実施までは保管するべきである。</p> <p>(報告書 193 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>委託事業者による京都府規程の確認及び外部委託事業者に対する監査については、令和5年度中に行ったところであり、今後も定期的実施し、実施した際の資料については保管することとした。</p> <p>その他定期的実施すべき事項については、今後、実施方法や実施時期等を委託事業者とも調整することとしている。</p>	<p>改善中</p>

<p>(8) 京都府パスワードポリシーの遵守</p> <p>eLTAX へのログイン時のパスワードがパスワードポリシーで特定個人情報を取り扱うシステムに求められる桁数未満で設定されていた。確かに「地方税共同機構情報セキュリティポリシー」ではパスワードの桁数はその設定されていた桁数が規定されているが、京都府では包括的な「京都府情報セキュリティ対策基準」を策定しており、特定個人情報を取り扱うシステムについては、別途それよりも多い桁数を求めている(同基準 5(2)(ウ))。eLTAX も特定個人情報を取り扱うシステムである以上、パスワードポリシーに基づいた桁数以上で設定するべきである。</p> <p>また、税務支援システム、eLTAX とともにパスワードの文字種別が、「京都府情報セキュリティ対策基準」(5(2)(ウ))に規定されているとおりになっていないことから望ましい状況ではない。</p> <p>可能な限りシステムで制限をかけるべきであるが、システムでの制限が不可能な場合であっても、当該パスワードポリシーを周知徹底することが必要である。</p> <p>(報告書 194 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>eLTAXは地方税共同機構のシステムである関係上、ログイン時のパスワードについては地方税共同機構の基準による桁数のパスワード設定が必要であり、京都府による桁数の設定変更が困難であることから、桁数以外の基準について、「京都府情報セキュリティ対策基準」のパスワードポリシーに基づくパスワードとなるよう取扱いを見直した。</p> <p>一方、税務支援システムへのログイン時のパスワードについては、京都府においてパスワード基準の設定変更が可能であるため、当該パスワードポリシーに基づいた桁数や文字種別となるようシステムで制限をかけた。</p>	<p>措置済み</p>
<p>(9) 統合案の迅速な実行に向けた検討の開始</p> <p>府税事務所の統合は、3府税事務所と自動車税管理事務所の体制を大きく変え得るものであり、京都府地方税機構とも調整協力することで、大きなコスト削減効果をもたらすことが可能と見込まれるため、統合案の検討を急がれたい。</p> <p>統合案のコスト削減効果を高めるためには、業務の ICT 化推進、資料の外部保管、サテライト施設の運用開始、機構の集約化など様々な方策が考えられる。地方税システムの標準化など環境激変の時期こそ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。</p> <p>(報告書 227～228 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>令和 6 年 2 月府議会定例会において、「京都府府税条例等一部改正の件」が可決・成立し、府税事務の執行体制の効率化及び強化を図ることを目的として、令和 7 年 1 月に京都市域の 3 府税事務所と自動車税管理事務所を統合し、「京都府府税事務所」として再編することとした。</p>	<p>措置済み</p>

(2) 意見

監査の結果	対応の内容
<p>(1) 特別徴収率の更なる向上</p> <p>会社等の事業主が個人に代わって住民税を納付する特別徴収は、より確実に税を徴収することが可能となり、京都府の事務も正確かつ効率的な実施が可能となる。京都府の特別徴収の実施率は全国平均より低く、まだ改善の余地はあると思料する。更なる特別徴収の徹底への取組が期待される。</p> <p>(報告書 40 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>特別徴収の実施には、事業所における負担や抵抗感を軽減することが重要であるため、引き続き、課税実務を担う市町村と連携し実施率向上に向けた取組を検討してまいりたい。</p>
<p>(2) 現年課税徴収率の向上に向けた取組</p> <p>個人府民税の賦課徴収は、地方税法の定めにより、市町村で行うこととされている。そのため、京都府は府民の住民税に関する納税義務者の個々の所得情報を持っていないことは理解できる。</p> <p>しかし、徴収率を上げていくためには、京都府としても、特に高額、徴収困難な案件については積極的に関与し、滞納が長期化する前に解決策を模索していくことも重要であると考えます。</p> <p>個人府民税の現年課税徴収率が全国最下位ということ、同時に府内市町村の個人市町村民税の現年課税徴収率も全国最下位水準にあると推定される。このため、京都府においても、京都府地方税機構及び京都市</p>	<p>(税務課)</p> <p>課税徴収率の向上に向け、引き続き広報啓発活動等を行うとともに、京都市等の課税実務を担う市町村と連携し、取組を検討してまいりたい。</p>

<p>との情報の共有化、意見の交換、協議の機会を充実し、徴収率向上のための連携を図っていくことが望まれる。 (報告書 43 ページ)</p>	
<p>(3) 納税通知書の返戻管理 納税通知書の返戻件数を把握していない事務所があった。返戻された通知書をベースに現地調査等を行い、所在地の発見に努めるのであれば、返戻件数も各事務所において把握すべきデータであると思料する。各事務所における管理手法の統一化が望まれる。 (報告書 52 ページ)</p>	<p>(税務課) 返戻件数を把握していなかった事務所についても、令和5年度から管理簿を作成することにより、返戻件数を把握することとした。</p>
<p>(4) 過去の誤謬事例等の共有 個人事業税は、短期間に大量の課税事務を行うことから、誤入力や誤謬調定等を防止するため、過去の誤謬事例等を共有化して研修の材料とすることが、将来の適正課税に資すると思料する。 (報告書 53 ページ)</p>	<p>(税務課) 入力作業時の注意事項や業務上の困難事例などを収集し、研修などで共有する方策について引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>(5) 税理士会との連携 個人事業主の確定申告においては、一定の割合で税理士が関与している。税理士は税の専門家であるが、地方税は税理士試験の必須科目にないこともあり、国税に比べると制度に通じていない税理士も若干存在すると思われる。税理士が雇用する補助者については尚更である。税理士会の会報に制度や修正決定事例を掲載したり、確定申告時研修へ講師を派遣するなどの手法を検討されたい。 複雑で余り知られていない個人事業税の制度については、まずは税理士への啓発が有効ではないかと思料するため、顧問税理士を通じて事業者への周知徹底が望まれる。 (報告書 56 ページ)</p>	<p>(税務課) 個人事業税の制度理解向上のため、税理士会を通じて個人事業税の制度概要について周知・啓発を図るなど、引き続き税理士会との連携を強化してまいりたい。</p>
<p>(6) 開廃業届の閲覧に向けた要望 所得税では個人が生存する限り暦年単位で控除額が適用されるが、個人事業税の290万円事業主控除は月割りであるため、適正な課税を実現するには、個人事業主の開廃業日を確認する必要がある。現在のところ開廃業届は都道府県が税務署から提供される書類に含まれていないため、多種多様な方法で独自に調査しなければならない状態である。 国が定めた地方税法に基づく適正課税を遂行するには、当然に閲覧できるべきものと考えられるため、京都府は他の都道府県とも連携して、税務署に提出された開廃業届を閲覧できるよう、制度改正を要望されたい。 (報告書 57 ページ)</p>	<p>(税務課) 開廃業届の調査が可能となるよう、所管税務署と個別に調整を行った。</p>
<p>(7) 個人事業税の判定について 個人事業税の事業性の判断や業種判定は複雑で、かつ近年のビジネスの多様化の中で、判断が極めて難しいケースが散見されている。 事業性の判断や業種判定において、ノウハウの蓄積は当然のこと、総務省や他都道府県と積極的に情報共有を行い、国への提言等も含めて積極的な対応を検討されたい。 (報告書 63 ページ)</p>	<p>(税務課) 業種判定に係る困難事例などを収集し、研修などで共有する取組を含め、引き続き対応を検討してまいりたい。</p>

<p>(8) 府税の納税地情報と車両登録情報の連携</p> <p>住所を移した納税者が市役所等へ転入・転出届を提出した後、運輸支局への届出が網羅的になされる仕組が整備されていないため、京都府として課税漏れ又は対象外の課税を行っている可能性がある。</p> <p>ナンバープレートの再発行まで求めると現実的でなく、現状では自治体間でのプラスマイナスはやむを得ないと考えられているが、適切な課税を実現するために、更なる取組が求められる。</p> <p>(報告書 69 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>国土交通省が作成したリーフレットを本庁税務課、府税事務所、自動車税管理事務所及び広域振興局(税務課、府税出張所)の窓口配架するとともに、市町村にもリーフレットを送付し、配架を依頼しているところである。</p> <p>また、府民だよりや京都府のホームページ等においても、住所を移した際には変更登録の手続きを行っていただくよう呼び掛けを行っている。</p>
<p>(9) 自動車税事務の更なる電子化の推進</p> <p>自動車税の事務処理において使用又は発行する書類 37 種類のうち、現在電子化されているものは 3 種類しかない。紙ベースの事務は OCR で読み取ることで事務作業を軽減しているが、OSS の普及や税務システム等標準化の流れと費用対効果を見据えつつ、効果的な電子化によって、更なる業務の効率化を検討されたい。</p> <p>(報告書 84 ページ)</p>	<p>(自動車税管理事務所)</p> <p>国等において、納税通知書、各種証明書等の地方税関係通知の電子的送付等について検討されているところである。</p> <p>また、自動車税(種別割)身体障害者等減免に係る継続減免照会の電子化については、京都府独自で検討を進めてまいりたい。</p>
<p>(10) 複雑な家屋評価への対応</p> <p>不動産取得税の家屋評価には建築や設備に関する専門知識が必要だが、経験年数の浅い職員が増えて、知識・ノウハウの蓄積が行われにくい状況にある。家屋評価の算定方法はルール化されているものの、細かい判断は経験による部分があるところ、地理的に離れた事務所ごとに評価が行われるため、各事務所においてノウハウや知識の集約がされにくい状況である。</p> <p>人事異動の全庁的な方針はあるが、例えば、人事課に対して過年度経験者の再着任や嘱託職員の増員を要請するほか、京都府全域を統括する家屋評価の専門部署を立ち上げるなどにより、評価方法の統一やノウハウの蓄積を行える体制構築を検討されたい。</p> <p>(報告書 97 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都地方税機構において、家屋評価の共同化に係る広域的比準評価手法の構築や、評価システムの導入等の検討が進められているところである。</p> <p>また、家屋評価については一定の専門知識が必要であることから、引き続き人事当局と連携し、知識やノウハウ等の蓄積を行える組織体制の構築について検討してまいりたい。</p>
<p>(11) 市町村提供データへの対応</p> <p>不動産取得税の算定と課税に当たり、市町村から提供される固定資産データの形態や項目が様々であるため、各事務所での府税システムへの入力方法が統一されていない。</p> <p>現在、令和 7 年度にかけて市町村のシステムの標準化が進められているが、それまで何もしないというわけではなく、例えば、市町村から CSV 形式での資料提供を受け、表計算ソフトの数式で組み替えるなど、所要の変換を経て業務負荷を軽くした上で府税システムへ取り込むべきと考える。</p> <p>(報告書 97 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>各市町村から提供されるデータの形式等を確認し、効率的に府税システムへ取り込む方法等について開発ベンダーと協議を行ったところであり、市町村のシステム標準化が行われるまでの間に改善できる取組について検討しているところ。</p>
<p>(12) 不動産評価の共同化</p> <p>京都府の不動産取得税における不動産評価は、府内市町村の固定資産税における不動産評価と協議分担することで事務の重複を回避しているが、基本的に同一の事務であるため、共同化することができれば事務のレベルアップや効率化が期待できる。</p> <p>仮に評価の共同化が実現すれば、丈量における情報連携の問題も一気に解決する。全国を見ても先進的な取組を実現させてきた京都府に、税システム標準化の流れを契機として、更なる歴史的な改革を期待したい。</p> <p>(報告書 102 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都地方税機構において、家屋評価の共同化に係る広域的比準評価手法の構築や、評価システムの導入等の検討が進められているところであり、引き続き同機構と連携を図りながら取組を進めてまいりたい。</p>

<p>(13) 手入力作業合理化の検討</p> <p>法人二税の紙の申告書のデータ手入力作業に係る時間は外部委託業者へ支払う委託料に影響を及ぼす事柄である。</p> <p>デジタル技術を活用することにより、現在委託している手入力作業を省力化・自動化することができれば、外部委託業務の削減につながり、結果として委託業者へ支払う委託料の削減にも貢献することとなる。</p> <p>課税に必要な資料調査をこれまでどおり実施しつつ、かつ、合理化するために、大量かつ定型的な業務に対する投下時間の把握及びデジタル技術の活用による省力化・自動化の検討を期待したい。</p> <p>(報告書 141～142 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>法人二税の電子申告については税務支援システムへの自動連携をはじめ、システム改修により可能な限り省力化・自動化の取組を進めてきたところ。</p> <p>また、京都地方税機構とは、デジタル化をはじめとする様々な選択肢を踏まえ、作業の省力化に向けた取組について検討しているところ。</p>
<p>(14) 外形標準課税法人の調査件数の確保</p> <p>外形標準課税法人について、令和3年度の調査法人30社のうち、20社(66.7%)が、何らかの非違事項を指摘される状況となっている。</p> <p>その一方で、平成29年には年間60社(対象法人数の18.2%)となっていた調査法人数については、令和元年度には調査件数が年間30社(同9.1%)と半減しており、以降も令和2年度は年間20社、令和3年度は年間30社にとどまっている。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ない事情があるものの、非違割合が高い状況となっている点、外形標準課税法人については法人の事業規模が大きく増差税額についても多額となり得る点及び地方税法第17条の5により、地方税の賦課権が原則として法定納期限の翌日から起算して5年間行使しないことよって除斥期間により消滅する点を鑑みると、実効性のある調査のあり方を検討しつつ、対象法人数の2割程度、年間60社程度の調査件数を確保する必要があると考える。</p> <p>(報告書 145 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により調査数が減少した時期はあったが、同感染症が5類感染症へ移行したことを踏まえ、京都地方税機構において5年間で外形標準課税対象法人を一巡できる調査を実施していくこととしており、令和5年度は57件の調査を実施したところ。</p>
<p>(15) 収入課税法人の調査方法の開発</p> <p>売電事業に係る収入割の申告が必要な場合、課税所得が赤字であっても納税が発生する。そのため、既設法人が大規模な売電事業を開始し、かつ、赤字決算に至っている場合において、当該法人が誤って所得割課税のみで申告しているときは、本来、納められるべき法人事業税が脱漏してしまうことになる。</p> <p>太陽光発電に係る売電事業の普及に伴い、収入割にて申告すべき法人数は確実に増加している状況にあるので、既存法人の売電事業の開始を個別に捕捉する方法を開発し、適正な課税事務の執行を担保する必要がある。</p> <p>経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトには、京都府内において売電できる事業者一覧として21社が登録・公表されている。慎重な対応が必要となるであろうが、例えばこれらの法人から売電事業者に関する情報提供を受ける方法を検討するなど、適正な課税の実現に向け新たな調査方法を開発されたい。</p> <p>(報告書 149 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>売電事業者が小規模な事業者である場合は、全体の売上比率により収入割申告の要否判定が変わることを踏まえ、申告方法を誤った法人を捕捉できる調査手法について京都地方税機構と検討しているところ。</p>
<p>(16) 不納欠損処理に至る経緯の確認</p> <p>府税の徴収が不能となった不納欠損処理の決定権限は京都府にあるというものの、不納欠損に至るまでの滞納処分等の執行停止等業務は、京都地方税機構に移管されている。京都地方税機構は単なる委託先ではな</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都地方税機構から不納欠損案件に係る該当案件の折衝記録の提供を受け、不納欠損に至る経緯を確認することとした。</p>

<p>く、京都府の事務の一部を規約により当然に執行する機関であり、構成団体である京都府としては京都地方税機構の監査委員を通じた監査による監視・監督で足りると思われるが、府税の回収を全て京都地方税機構に委ねてよい訳ではない。</p> <p>債権回収は基本的には早期対応が有効であり、機を逸したが故に十分な回収ができなくなることも起こり得る。京都地方税機構への移管前に取るべき方策を学ぶため、不納欠損に至る経緯を確認するべきと考えられる。</p> <p>(報告書 164 ページ)</p>	
<p>(17) 複数事業者からの参考見積書徴求</p> <p>改修業務などを除く毎期継続的に発生する業務委託に関しては、5年以上同一の相手先が受注を行っている。これらは業務を遂行できる業者が特定の1社に限られるため、単独随意契約による契約が行われているものである。しかし、上記契約を締結するに当たって徴求した参考見積の提出を求めたところ、当該随意契約を行っている1社からの見積書を入手しているのみであった。</p> <p>確かに運用するシステムを有していない業者から参考となる見積書を徴求することは困難と推察できるが、業務の内容によっては他社が見積可能な場合もあり得る。複数事業者からの参考見積入手を試み、契約金額の妥当性検討を諦めずに努められたい。</p> <p>(報告書 174～175 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>運用システムを有していない事業者に対して見積書の提出を依頼したところ、他社のシステムであり仕様が分からないことから見積書の提出が困難との回答があった。また、システム開発業者以外の業者が運用等の業務を実施することはシステムの安定稼働に対するリスクも増加するとのことであったため、これらの懸案事項等を考慮した上で、契約の妥当性を検討してまいりたい。</p>
<p>(18) 京都府域全体の税務経費効率化</p> <p>京都地方税機構の構成団体である、京都府と京都市を除く府内市町村の徴税職員数合計は、令和2年度において京都地方税機構発足前と比べて11%減少しているが、税務経費に関しては京都地方税機構発足前と比べてほぼ増減していない。</p> <p>一般的に組織を統合することで、人件費だけに限らず、例えば賃料、システム運営費、リース代、水道光熱費、消耗品等の経費も節減されるはずだが、現状はそのような効果が見受けられない。</p> <p>京都地方税機構の発足によって滞納徴収率は劇的に改善し、徴税職員数も圧縮できているため、機構発足によって大きな効果があることは事実だが、もう一歩踏み込んで人件費以外の経費にも目を向け改善を行うべきである。京都府だけの問題ではないため改善は容易ではないが、府内市町村と問題意識を共有して検討されたい。</p> <p>(報告書 179～180 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>京都府域全体の徴税コストについて府内市町村と問題意識を共有し、人件費以外の経費の節減について引き続き検討してまいりたい。</p>
<p>(19) 京都地方税機構が行う府税事務の把握</p> <p>法人二税の事務は京都地方税機構が処理するため、本庁税務課は法人二税の事務処理にはほとんど関知していない。事務処理を含む府税に関する一義的な説明責任は本庁税務課が担うため、一定の事務の状況は税務課に報告される、又は閲覧可能な体制であることが望ましい。</p> <p>(報告書 199 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>個々の申告の調定または更正決定等の入力処理は京都地方税機構で行っているものの、本庁税務課が課税庁として最終的な調定決議を行っていることから、同課において課税資料等の閲覧が可能となるよう、京都地方税機構と調整を行った。</p>



<p>(20) 個人事業税の課税客体捕捉</p> <p>個人事業税の課税漏れ捕捉については、システムで業種等の条件設定後、可能性のある事業者を全てリストアップし、担当者が手作業で振り分ける方法に拠っている。大量のリストを手作業で振り分ける以上、誤る可能性もある為、過年度の課税状況と比較できる「課税漏れ参考リスト」を出力し、再度課税漏れが無いかの再チェックを行うことへは網羅性を確保するために非常に有効な手続であると考えられる。</p> <p>しかし、「課税漏れ参考リスト」の活用方法及び設定金額については各府税事務所等に任されており、どの程度の粒度で使用されているか、そもそも活用されているかどうかについても、不明な状況である。</p> <p>各府税事務所等ごとに事情が違うにしても、例えば各府税事務所等ごとに最低所得金額を定めるなどして、レベルを統一するべきである。また活用自体も運用ルールとして定め、各府税事務所等で確実に実施されたい。</p> <p>(報告書 202 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>「課税漏れ参考リスト」のほか、別のリストで課税漏れをチェックする手段もあり、各府税事務所等で工夫してチェックに当たっている状況であることから、効果的なチェック方法を比較検討し、各府税事務所等と情報共有を図ってまいりたい。</p>
<p>(21) 税務職員の年齢構成について</p> <p>税務職員全体の平均年齢は 48.4 歳であり、全府行政職職員平均である 41.3 歳と比較して高くなっている。この点に関しては、税務職員には相当な知識と経験が求められることとなることから、ある程度はやむを得ない状況と考えられる。しかし、平成 17 年度の全府行政職職員平均年齢は 43.1 歳に対して、今回は 41.3 歳であり若干の若返りが計られているのに対し、税務職員合計の平均年齢は、平成 17 年度は 46.7 歳に対して今回は 48.4 歳であり、高齢化が進んでいる状況といえる。</p> <p>そのような状況の中、税務職員全体の 60.7%が 51 歳以上であり、今後 15 年で、税務職員の約 60%が交代を迫られるという状況であるため、これまでに培われた課税から徴収までの幅広い分野で知識と経験が適切に引き継がれていくように、税務職員全体の年齢構成・割合について、将来 15 年間の目標値を設定しながら、計画的に若返りを図っていくことで、長期にわたり持続可能な体制を構築していくことが求められる。</p> <p>(報告書 207～208 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>税務職員は 50 代以上の職員が大半を占めているため、若手職員の積極的な配置や庁内から広く職員を公募するなど、職場の若返りを図り、長期にわたり持続可能な体制を構築できるよう、引き続き人事当局と連携し検討してまいりたい。</p>
<p>(22) 本庁税務課以外税務関連部局の定数削減の検討</p> <p>本庁税務課以外では、府税事務所は月当たり平均 0.4 時間、振興局税務課では 2.2 時間、京都地方税機構では 1.9 時間と、ほとんど残業が発生しておらず、残業が発生していた場合も、多くは新型コロナウイルス感染症対策のスポット対応によるものであった。府税事務所等の残業時間と比較して本庁税務課の残業時間が突出して長くなっている点を踏まえると、更なる業務の平準化及び人員削減の余地・可能性のあるのではないだろうか。</p> <p>確かに、府税事務所等については、税務支援システムの稼働時間や窓口対応時間が限られていることから、時間外勤務が発生しにくい傾向にあることは理解できるが、業務の外部委託やデジタル化の推進による来所不要環境の整備等により、また、今回の府税統合の議論を踏まえ、あらゆる面から、人員削減の余地・可能性について検討していくことが求められる。</p> <p>(報告書 212 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>令和 7 年 1 月の府税事務所統合により業務の効率化を図るとともに、業務のあり方を不断に見直すことにより、府税業務全体の平準化を図ってまいりたい。</p>

<p>(23) 書類の外部保管の検討</p> <p>事務所統合の検討においては、賃借面積を小さくすることができれば、賃料も安くなる。完了案件資料の外部保管により、賃借面積の抑制を検討すべきである。ICT化の推進によるペーパーレス化と併せ、税務コスト削減の可能性を追求されたい。</p> <p>(報告書 225 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>資料保存年限を見直すことにより保管資料の圧縮に努めるとともに、令和7年1月の府税事務所統合を行う中で書類の外部保管の検討も進めてまいりたい。</p>
<p>(24) 京都市との事務共同化に向けた呼び掛け</p> <p>京都地方税機構の稼働と共同化範囲の拡大によって、京都市を除く府内市町村では課税事務の効率化が図られたが、府民の過半が居住する京都市域においては従前のままであることから、京都市域に居住する府民にとっては行政サービス効率化の恩恵が享受できていない。</p> <p>政令指定都市である京都市との事務共同化は、これまでの府内市町村より更に高いハードルが想定されるが、京都府が稼働させた京都地方税機構の理念や意義は京都市にも通ずると期待する。加盟済みの市町村や納税者の声も参考にされ、引き続き、あらゆる機会を捉えて呼びかけを行い、更なる歴史的な変革を実現されたい。</p> <p>(報告書 229 ページ)</p>	<p>(税務課)</p> <p>集約化という観点においては京都市と考え方が一致していることから、納税者の利便性の観点からも、様々な機会を捉え、京都市に対して事務共同化に向けた呼び掛けを行ってまいりたい。</p>

## 平成 24 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第1 包括外部監査テーマ  
 情報システムに係る財務事務の執行について
- 第2 包括外部監査の結果に基づく措置  
 次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
<p>(7) パスワードポリシーの整理</p> <p>類似のパスワードポリシーが散見され、必要性が不明確である(教職員人事電算、税務支援、行政事務支援、統合財務)。</p> <p>パスワードポリシーを定めた規程は、「京都府情報セキュリティ対策基準」「京都府教職員人事電算システムに関する情報セキュリティ実施手順」「税務電算トータルシステムセキュリティ対策実施手順」「行政事務支援システム運用管理要領」「統合財務システム管理運営要領」の5つである。このうち、「京都府情報セキュリティ対策基準」は他の4つの上位に位置するパスワードポリシーを示していると考えられる。しかし、類似のパスワードポリシーが散見されるのが実情であり、各所管部署が統一感なくパスワードポリシーを策定しているように見受けられる。実質的に必要性のないパスワードポリシーは、「京都府情報セキュリティ対策基準」のパスワードポリシーに統一することを検討すべきである。</p> <p>(報告書 146 ページ、公報 77 ページ)</p>	<p>(情報政策課、会計課)</p> <p>教職員人事電算及び税務支援システムのパスワードポリシーについては、それぞれ平成 26 年度及び令和元年度に措置済みとして公表したところであり、残る行政事務支援システム及び統合財務システムのパスワードポリシーについては、令和 5 年 2 月に改定された「京都府情報セキュリティ対策基準」に令和 5 年度中に統一した。</p>	措置済み
<p>(8) パスワードポリシーを遵守するためのシステム上制限の設定</p> <p>パスワードポリシーを定めた以上は、このパスワードポリシーに沿わないパスワードについては、システム上認めないように設定すべきである。それができなければ、実質的にはパスワードポリシーは機能しなくなるからである。</p> <p>システム改修が必要になるため、費用対効果を考慮しながら、パスワードポリシーに反するパスワードが設定できないようなシステム変更を検討すべきである。</p> <p>パスワードポリシーを全庁的なパスワードポリシーである「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理(シングルサインオン)とすることを検討すべきである。</p> <p>(報告書 147 ページ、公報 77～78 ページ)</p>	<p>(情報政策課、会計課)</p> <p>人事給与システム及び統合財務システムについて、令和 5 年 2 月に改定された「京都府情報セキュリティ対策基準」に適合するパスワードが設定されるよう、令和 5 年度にシステム変更を行った。</p> <p>なお、統合財務システムについては、公金の管理上、支払業務担当者が IC カードを併用することにより、シングルサインオンよりも厳格な制限を設定している。</p>	措置済み

## 平成 17 年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置状況

- 第 1 包括外部監査テーマ  
府税の賦課徴収に関する事務の執行について
- 第 2 包括外部監査の結果に基づく措置  
次のとおり
- (1) 指摘事項

監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	措置状況
(5) 3 府税事務所の統合 3 府税事務所は 2 km 四方の範囲に近接し、かつ民間の賃借物件に入居しているため、年間約 170 百万円の賃借料の負担がある。それを削減するため、1 カ所に集約し、移転先についても府の遊休資産の最有効活用を検討すべきである。 (報告書 172～177 ページ)	(税務課) 令和 6 年 2 月府議会定例会において、「京都府府税条例等一部改正の件」が可決・成立し、府税事務の執行体制の効率化及び強化を図ることを目的として、令和 7 年 1 月に京都市域の 3 府税事務所と自動車税管理事務所を統合し、「京都府府税事務所」として再編することとした。	措置済み

## 刑法等の一部改正に伴う関係条例の整理について

令和6年6月  
総務部

「刑法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第67号）の施行により、「禁錮」「懲役」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、下記のとおり所要の条例整理を予定していますので御報告します。

### 記

#### 1 法改正の概要（令和7年6月1日施行）

- 懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑を創設する。
- 執行猶予制度の一部見直しを行う。
- 関係法律について改正を行うとともに、所要の経過措置を設ける。

#### 2 対応

- 罰則及び人の資格について定める関係条例の規定中「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める等、所要の整理を行う。
- 所要の経過措置を設ける。

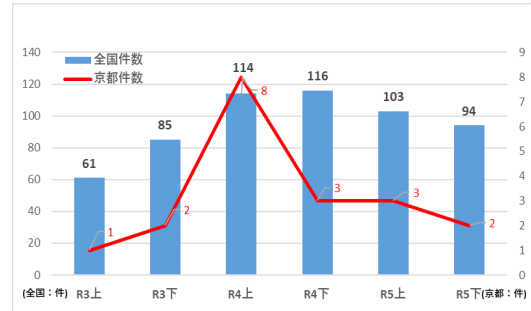
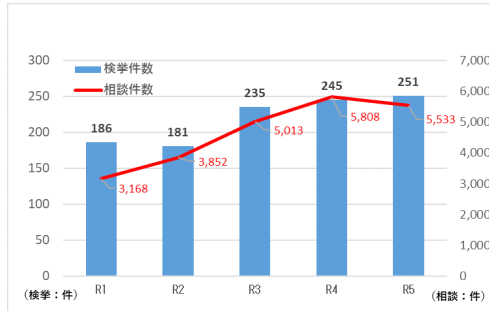
#### 3 スケジュール

令和6年6月定例会	常任委員会に概要を報告
9月定例会	常任委員会に骨子案を報告（検察庁協議後）
12月定例会	条例案を上程

常任委員会資料	サイバー犯罪・サイバー攻撃に対する 官民連携による被害防止対策について	令和6年6月21日
---------	--	-----------

## 1 現状

### (1) サイバー犯罪（府内検挙・相談件数） (2) ランサムウェア被害件数（全国・府内）



## 2 被害防止対策

### (1) 医療関係団体に対する被害防止対策

医療機関におけるランサムウェア等のサイバー犯罪・サイバー攻撃に係る被害の未然防止及び発生時における警察への迅速な通報・相談を促進するため、本年5月15日、医療関係団体（京都府医師会、京都府病院協会及び京都私立病院協会）と共同対処協定を締結した。



京都府医療機関等サイバーセキュリティ共同対処協定締結式

### (2) 重要インフラ事業者・先端技術保有企業に対する被害防止対策

行政機関、金融、鉄道等の重要インフラ事業者や先端技術保有企業に対するサイバー攻撃被害の未然防止を図るため、注意喚起や対処能力の向上を目的とした個別訪問や共同対処訓練を推進し、令和5年中、個別訪問 257件、共同対処訓練19件を実施した。



医療関係団体との共同対処訓練

### (3) 中小企業に対する被害防止対策

京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク「Ksisnet」の参画団体の協力の下、情報セキュリティ意識の向上を図るため、府内中小企業の経営者を対象にセミナー等を開催している。

その他、府警のホームページやメールマガジンを活用した被害防止に関する情報発信等、様々な機会を通じて情報セキュリティ対策を推進している。



中小企業向け情報セキュリティ対策セミナー

## 総務・警察常任委員会議案付託表

議案番号	件名
4	京都府府税条例等一部改正の件
5	住民基本台帳法施行条例一部改正の件

予算特別委員会総務・警察分科会  
議案審査依頼表

議案番号	件名
1	令和6年度京都府一般会計補正予算（第1号）中 歳入全部 ただし、他の分科会に審査依頼する特定財源を除く。



令和6年6月府議会定例会

# 付託議案・審査依頼議案

総務・警察常任委員会  
予算特別委員会 総務・警察分科会

## 付託議案・審査依頼議案

(付託議案)

第4号議案 京都府府税条例等一部改正の件

第5号議案 住民基本台帳法施行条例一部改正の件

(審査依頼議案)

第1号議案 令和6年度京都府一般会計補正予算(第1号)中、所管事項

## 第4号議案

### 京都府府税条例等一部改正の件 (令和6年6月定例会分)

令和6年6月  
総務部

#### 1 改正趣旨

令和6年度税制改正としての地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

#### 2 主な改正内容

税目	改正事項	内容（ ）は施行期日
法人事業税	外形標準課税の対象法人の見直し	外形標準課税の適用対象法人について補充的な基準を追加 ・資本金の減資へ対応するため、当分の間、当該事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする（R7.4.1） ・資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金が1億円以下であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを外形標準課税の対象とする（R8.4.1）

## 第 5 号議案

### 住民基本台帳法施行条例の一部改正の件

令和 6 年 6 月  
総 務 部

#### 1 改正の目的

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等が改正されたことにより、本人確認情報の認証基盤として、戸籍の附票の記載事項を追加し、附票本人確認情報（氏名、住所、性別、生年月日等）が整備されるとともに、住民基本台帳ネットワークにこれらの情報を保有・連携するための新たなシステムを構築することによって、国外転出者についてもネットワーク上での本人確認情報の公証が可能となったことから、法定事務以外に附票本人確認情報を利用・提供することのできる事務の規定を条例に追加する等の改正を行うもの

#### 2 主な改正内容（詳細は別紙参照）

- ・知事が附票本人確認情報を利用することができる事務に係る規定の追加
- ・知事が他の執行機関（教育委員会・公安委員会）に対し附票本人確認情報を提供すること及びその執行機関が附票本人確認情報を利用することができる事務に係る規定の追加

#### 3 京都府情報公開・個人情報保護審議会における審議

附票本人確認情報の保護に関する京都府情報公開・個人情報保護審議会を 4 月 22 日に開催。今回追加しようとする事務における附票本人確認情報の利用・提供について諮問したところ、事務の必要性・個人情報の取扱いの妥当性が認められた。

#### 4 施行日

公布の日

## 附票本人確認情報を利用・提供する事務

- 1 知事が附票本人確認情報を利用することができる事務
    - (1) 生活保護費返還金の返還及び徴収金の徴収に関する事務
    - (2) 児童扶養手当法による児童扶養手当の過誤払等に係る返納金の徴収に関する事務
    - (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子父子寡婦福祉資金の貸付に係る債権の回収に関する事務
    - (4) 京都府吏員恩給条例による恩給の支給に関する事務
    - (5) 京都府看護師等修学資金の返還に関する事務
    - (6) 京都府心身障害者扶養共済条例による年金の支給等に関する事務
    - (7) 京都府心身障害者扶養共済制度による年金の掛金の徴収に関する事務
  
  - 2 知事が他の執行機関に対し、附票本人確認情報を提供することができ、その執行機関が附票本人確認情報を利用することができる事務
    - (1) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例による修学資金の貸与に係る異動届に関する事務（教育委員会）
    - (2) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例による修学奨励金の貸与に係る異動届に関する事務（教育委員会）
    - (3) 京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例による修学資金の貸与に係る債権の回収に関する事務（教育委員会）
    - (4) 京都府高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与に関する条例による修学奨励金の貸与に係る債権の回収に関する事務（教育委員会）
    - (5) 道路交通法に基づく放置違反金に関する事務（公安委員会）
- ※ 1、2とも現行条例における住民票に係る本人確認情報を利用・提供することができる事務と同一

令和6年度6月補正予算財源別概要

(一般会計)

(単位 百万円)

区 分		現計予算額	6月補正予算額	合計	摘 要		
歳 出		995,031	3,751	998,782			
財 源 内 訳	特 定 財 源	国 庫 支 出 金	77,256	2,230	79,486		
		使 用 料 ・ 手 数 料	10,989	—	10,989		
		分 担 金 ・ 負 担 金	1,358	40	1,398		
		財 産 収 入	1,381	—	1,381		
		寄 附 金	798	—	798		
		繰 入 金	22,589	34	22,623		
		諸 収 入	162,157	—	162,157		
		府 債	53,662	1,413	55,075		
		計	330,190	3,717	333,907		
		一 般 財 源	府 税	284,000	—	284,000	
		地 方 消 費 税 清 算 金	121,000	—	121,000		
		地 方 譲 与 税	49,169	—	49,169		
		地 方 特 例 交 付 金	5,930	—	5,930		
	地 方 交 付 税	189,300	—	189,300			
	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	400	—	400			
	基 金 繰 入 金	—	34	34			
	収 益 事 業 収 入	3,100	—	3,100			
	繰 越 金	500	—	500			
	そ の 他 収 入	2,342	—	2,342			
	府 債 ( 臨 時 財 政 対 策 債 等 )	9,100	—	9,100			
	計	664,841	34	664,875			